

平成 25 年度物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会
(第 5 回) 審議概要

| | |
|------------------------|---|
| 開催日及び場所 | 平成 25 年 12 月 4 日 (水) 環境省省議室 |
| 出席委員 (50 音順) | 田路 至弘 (弁護士)、野村 豊弘 (学習院大学法学部教授)、 蓑輪 靖博 (福岡大学法学部教授)、森 昭夫 (名古屋大学名誉教授) |
| 今回開催趣旨 | 公益法人改革の一環として、発出された内閣府通知「政府系公益法人の新制度への移行に係る対応について」(平成 23 年 2 月 9 日府益担第 1560 号) に基づき、内閣府大臣官房公益法人行政担当室から事後チェックの実施依頼があった法人に対する「支出」の内容について、検証を行う。なお、実施依頼があった対象業務について、現在、廃止している、又は継続支出や一者応札が解消されているものについては、事後チェックは不要とした。 |
| 対象事業内容 (支出先法人名) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 重要生態系監視地域モニタリング推進事業 (森林・草原調査) 2. 重要生態系監視地域モニタリング推進事業 (沿岸域調査) 3. 重要生態系監視地域モニタリング推進事業 (高山帯調査) 4. 大台ヶ原自然再生事業動物モニタリング等業務 5. 小笠原地域自然再生事業外来ほ乳類対策調査業務 6. 小笠原地域自然再生事業両生は虫類対策調査業務 7. 小笠原国立公園特定外来生物(グリーンアノール等)重点防除業務 8. 奄美大島におけるジャワマングース防除事業業務 9. 外来生物問題調査検討業務 10. 生物多様性総合評価実施等業務 11. 海洋生物多様性保全戦略策定業務 12. アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク推進業務 13. サンゴ礁生態系保全行動計画推進業務 14. トキ野生復帰モニタリング調査等業務 15. 野生鳥獣保護管理情報システム運用事業 <p>【自然環境研究センター】</p> |
| ・ 検証結果 ・ 委員会からのコメント | 対象業務ごとに別添のとおり |

政府系公益法人の新制度への移行に係る契約等状況調書

担当部局：自然環境局生物多様性センター

| | | | | |
|---------------------------|--|--------------------|------------------|----------------|
| 物品・役務等、公共工事等の名称 | 重要生態系監視地域モニタリング推進事業(森林・草原調査)【継続支出】 | | | |
| 契約により行う事業の概要 | 我が国の代表的な生態系の状態を長期的かつ定量的にモニタリングすることにより、種の増減、種組成の変化等を検出し、適切な自然環境保全施策に資するため、森林・草原生態系について、全国の調査サイトにおいて、指標となる生態系を構成する要素(樹木、昆虫、鳥類等)に関する調査を実施する。 | | | |
| 契約の状況(過去3年度) | 年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度(移行後) |
| | 契約者名 | (財)自然環境研究センター | (財)自然環境研究センター | (一財)自然環境研究センター |
| | 契約形態 | 一般競争(総合評価落札方式、複数年) | 随意契約(競争契約を経た2年目) | 一般競争(総合評価落札方式) |
| | 応札者数 | 1 | — | 1 |
| | 支出額(千円) | 82,425 | 81,865 | 85,575 |
| 事項 | <p>【契約形態・契約条件の妥当性】</p> <p>契約形態は総合評価落札方式で、本業務を達成するにあたり必要最小限の契約条件のみを付しており、妥当である。</p> <p>【競争性を確保するための取組みに係る検討結果】</p> <p>調査マニュアルの改定による調査手法の明確化に伴い仕様書内容を改善するなど、受注者の参加機会の確保に努めていることを確認した。</p> <p>【当法人以外の者による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>専門的な調査業務であるものの、一定の技術水準を持っている者であれば実施は可能である。</p> <p>【国から見た業務上の成果】</p> <p>業務で得られた成果は生物多様性国家戦略の取組進捗状況の点検や、科学的データに基づく環境省や他省庁、地方自治体の施策推進のための基礎資料となっている。また、各種研究の基礎資料としても活用されている。</p> <p>【継続的に実施させることの必要性・効率性】(継続支出となっているものに限る。)</p> <p>必ずしも当該法人によらなくてもよいが、我が国の生態系の状況を長期的かつ定量的にモニタリングして種の増減、種の組成の変化等を検出することは、生物多様性及び生態系機能の状態を把握、保全を図るためには重要であり、業務を継続する必要がある。</p> | | | |
| 物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会のコメント | 当法人が生態系に関する調査についての知見・実績に秀でていることから、結果的に一者応札が続いている状況と推察するが、引き続き複数者が入札に参入できるよう、今後とも仕様書等の見直しに努めること。 | | | |

政府系公益法人の新制度への移行に係る契約等状況調書

担当部局：自然環境局生物多様性センター

| | | | | |
|---------------------------|--|--------------------|------------------|----------------|
| 物品・役務等、公共工事等の名称 | 重要生態系監視地域モニタリング推進事業(沿岸域調査)【継続支出】 | | | |
| 契約により行う事業の概要 | 我が国の代表的な生態系の状態を長期的かつ定量的にモニタリングすることにより、種の増減、種組成の変化等を検出し、適切な自然環境保全施策に資するため、沿岸域生態系について、全国の調査サイトにおいて、指標となる生態系を構成する要素(磯・干潟、サンゴ礁等)に関する調査を実施する。 | | | |
| 契約の状況(過去3年度) | 年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度(移行後) |
| | 契約者名 | (財)自然環境研究センター | (財)自然環境研究センター | (一財)自然環境研究センター |
| | 契約形態 | 一般競争(総合評価落札方式、複数年) | 随意契約(競争契約を経た2年目) | 不落随契(総合評価落札方式) |
| | 応札者数 | 1 | — | 1 |
| | 支出額(千円) | 71,610 | 71,610 | 71,400 |
| 事項 | <p>【契約形態・契約条件の妥当性】</p> <p>契約形態は総合評価落札方式で、本業務を達成するにあたり必要最小限の契約条件のみを付しており、妥当である。</p> <p>【競争性を確保するための取組みに係る検討結果】</p> <p>調査マニュアルの改定による調査手法の明確化に伴い仕様書内容を改善するなど、受注者の参加機会の確保に努めていることを確認した。</p> <p>【当法人以外の者による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>専門的な調査業務であるものの、一定の技術水準を持っている者であれば実施は可能である。</p> <p>【国から見た業務上の成果】</p> <p>業務で得られた成果は生物多様性国家戦略の取組進捗状況の点検や、科学的データに基づく環境省や他省庁、地方自治体の施策推進のための基礎資料となっている。また、各種研究の基礎資料としても活用されている。</p> <p>【継続的に実施させることの必要性・効率性】(継続支出となっているものに限る。)</p> <p>必ずしも当該法人によらなくてもよいが、我が国の生態系の状況を長期的かつ定量的にモニタリングして種の増減、種の組成の変化等を検出することは、生物多様性及び生態系機能の状態を把握、保全を図るためには重要であり、業務を継続する必要がある。</p> | | | |
| 物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会のコメント | 当法人が生態系に関する調査においての知見・実績に秀でていることから、結果的に一者応札が続いている状況と推察するが、引き続き複数者が入札に参入できるよう、今後とも仕様書等の見直しに努めること。 | | | |

政府系公益法人の新制度への移行に係る契約等状況調書

担当部局：自然環境局生物多様性センター

| | | | | |
|---------------------------|--|--------------------|------------------|----------------|
| 物品・役務等、公共工事等の名称 | 重要生態系監視地域モニタリング推進事業(高山帯調査)【継続支出】 | | | |
| 契約により行う事業の概要 | 我が国の代表的な生態系の状態を長期的かつ定量的にモニタリングすることにより、種の増減、種組成の変化等を検出し、適切な自然環境保全施策に資するため、高山生態系について、全国の調査サイトにおいて、指標となる生態系を構成する要素(気象、開花期、昆虫等)に関する調査を実施する。 | | | |
| 契約の状況(過去3年度) | 年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度(移行後) |
| | 契約者名 | (財)自然環境研究センター | (財)自然環境研究センター | (一財)自然環境研究センター |
| | 契約形態 | 一般競争(総合評価落札方式、複数年) | 随意契約(競争契約を経た2年目) | 一般競争(総合評価落札方式) |
| | 応札者数 | 1 | — | 1 |
| | 支出額(千円) | 15,960 | 15,960 | 16,590 |
| 事項 | <p>【契約形態・契約条件の妥当性】</p> <p>契約形態は総合評価落札方式で、本業務を達成するにあたり必要最小限の契約条件のみを付しており、妥当である。</p> <p>【競争性を確保するための取組みに係る検討結果】</p> <p>調査マニュアルの改定による調査手法の明確化に伴い仕様書内容を改善するなど、受注者の参加機会の確保に努めていることを確認した。</p> <p>【当法人以外の者による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>専門的な調査業務であるものの、一定の技術水準を持っている者であれば実施は可能である。</p> <p>【国から見た業務上の成果】</p> <p>業務で得られた成果は生物多様性国家戦略の取組進捗状況の点検や、科学的データに基づく環境省や他省庁、地方自治体の施策推進のための基礎資料となっている。また、各種研究の基礎資料としても活用されている。</p> <p>【継続的に実施させることの必要性・効率性】(継続支出となっているものに限る。)</p> <p>必ずしも当該法人によらなくてもよいが、我が国の生態系の状況を長期的かつ定量的にモニタリングして種の増減、種の組成の変化等を検出することは、生物多様性及び生態系機能の状態を把握、保全を図るためには重要であり、業務を継続する必要がある。</p> | | | |
| 物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会のコメント | 当法人が生態系に関する調査における知見・実績に秀でていることから、結果的に一者応札が続いている状況と推察するが、引き続き複数者が入札に参入できるよう、今後とも仕様書等の見直しに努めること。 | | | |

政府系公益法人の新制度への移行に係る契約等状況調書

担当部局：近畿地方環境事務所

| | | | | |
|---------------------------|--|----------------|-----------------|-----------------|
| 物品・役務等、公共工事等の名称 | 大台ヶ原自然再生事業動物モニタリング業務【継続支出】 | | | |
| 契約により行う事業の概要 | 大台ヶ原自然再生事業として、大型土壌動物調査、ニホンジカ行動追跡等のモニタリング調査を実施する。また、平成25年度は大台ヶ原自然再生推進計画(第2期)の最終年であることから、動物モニタリング調査結果を基にこれまでの事業の評価、課題の抽出、次期計画の検討を行うとともに、動物の専門家を招聘した検討会の開催・運営等を行う。 | | | |
| 契約の状況(過去3年度) | 年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度(移行後) |
| | 契約者名 | (財)自然環境研究センター | (財)自然環境研究センター | (一財)自然環境研究センター |
| | 契約形態 | 一般競争(総合評価落札方式) | 指名競争(簡易公募型競争入札) | 指名競争(簡易公募型競争入札) |
| | 応札者数 | 1 | 1 | 1 |
| | 支出額(千円) | 18,585 | 13,293 | 14,501 |
| 事項 | <p>【契約形態・契約条件の妥当性】</p> <p>本業務の趣旨に則った提案書であることや、業務の遂行能力、過去の調査実績等を総合的に勘案し、総合評価落札方式又は簡易公募型競争方式により実施主体を選定しているため、妥当であると思われる。</p> <p>【競争性を確保するための取組みに係る検討結果】</p> <p>入札参加希望者が技術提案書の作成にあたり、本業務に必要な過年度の資料を閲覧できるようにしていることを確認した。</p> <p>【当法人以外の者による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>総合評価落札方式により実施業者を選定しているところであり、当該法人に限定したものではない。</p> <p>【国から見た業務上の成果】</p> <p>大台ヶ原の自然再生の過程において、野生動物を含む森林生態系の回復状況を把握し、自然再生事業の検証と反映を行うものである。</p> <p>【継続的に実施させることの必要性・効率性】(継続支出となっているものに限る。)</p> <p>必ずしも当該法人によらなくてもよいが、様々な要因により森林生態系が悪化している大台ヶ原において、森林の回復に呼応した動物相や群集の回復と変化を継続的にモニタリングすることは、我が国でも重要な森林生態系を持つ大台ヶ原の自然再生のため重要であり、加えて「大台ヶ原自然再生推進計画」を効率的・効果的に実施するためにも本業務の継続が必要である。</p> | | | |
| 物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会のコメント | 当法人が生態系に関する調査における知見・実績に秀でていることから、結果的に一者応札が続いている状況と推察するが、引き続き複数者が入札に参入できるよう、今後とも仕様書等の見直しに努めること。 | | | |

政府系公益法人の新制度への移行に係る契約等状況調書

担当部局：関東地方環境事務所

| | | | | |
|---------------------------|--|---------------------|---------------|----------------|
| 物品・役務等、公共工事等の名称 | 小笠原地域自然再生事業外来ほ乳類対策調査業務【継続支出】 (平成24年度：小笠原国立公園外来ほ乳類対策調査業務、平成25年度：小笠原地域自然再生事業外来ほ乳類に関わる対策及び生態系モニタリング調査業務) | | | |
| 契約により行う事業の概要 | 本業務は、小笠原諸島の希少野生動植物に重大な悪影響を及ぼす外来ほ乳類を根絶するため、防除のための実施計画の策定、根絶技術の確立、外来ほ乳類対策に関わる生態系の総合的なモニタリング及び検討会を実施するものである。 | | | |
| 契約の状況 (過去3年度) | 年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度(移行後) |
| | 契約者名 | (財)自然環境研究センター | (財)自然環境研究センター | (一財)自然環境研究センター |
| | 契約形態 | 随意契約(簡易公募型プロポーザル方式) | 随意契約(企画競争方式) | 不落随契(総合評価落札方式) |
| | 応札者数 | 1 | 1 | 1 |
| | 支出額(千円) | 51,975 | 61,478 | 57,750 |
| 事項 | <p>【契約形態・契約条件の妥当性】</p> <p>外来ほ乳類の根絶は高度な島しょ地域における駆除技術や経験が必要であり価格競争には馴染まないため、簡易公募型プロポーザル方式や企画競争方式とされていたが、それらの経験実績を積むことが出来たことから、25年度より総合評価落札方式を行っており、契約方式は妥当と考える。</p> <p>【競争性を確保するための取組みに係る検討結果】</p> <p>本業務の趣旨に最も相応しい提案が採用され、適切に業務が実施されるよう、25年度より総合評価落札方式による入札を行っている。</p> <p>【当法人以外の者による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>特定の法人でなければならない理由はない。</p> <p>【国から見た業務上の成果】</p> <p>外来ほ乳類を根絶するため、防除のための実施計画の策定、根絶技術の確立、外来ほ乳類対策に関わる生態系の総合的なモニタリング等の成果が得られている。</p> <p>【継続的に実施させることの必要性・効率性】(継続支出となっているものに限る。)</p> <p>必ずしも当法人である必要はないが、生態系を保全、再生していくためには、継続的にモニタリング調査を行いながら、その結果に基づく順応的な対応が必要あり、継続的に事業を行う必要がある。なお、外来生物対策の推進は、小笠原諸島が世界自然遺産に登録された際の世界遺産委員会から我が国への要請事項とされている。</p> | | | |
| 物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会のコメント | 当法人が生態系に関する調査においての知見・実績に秀でていることから、結果的に一者応札が続いている状況と推察するが、引き続き複数者が入札に参入できるよう、今後とも仕様書等の見直しに努めること。 | | | |

政府系公益法人の新制度への移行に係る契約等状況調書

担当部局：関東地方環境事務所

| | | | | |
|---------------------------|--|---------------------|---------------------|-----------------|
| 物品役務等、公共工事等の名称 | 小笠原地域自然再生事業両生は虫類対策調査業務【継続支出】 | | | |
| 契約により行う事業の概要 | 本業務は、保全対象となる昆虫相の現状を把握した上で、母島新夕日ヶ丘自然再生区、石門地区等を中心に外来両生は虫類に関する防除対策について調査し、小笠原諸島における外来両生類・は虫類の防除に必要な手法を検討するとともに、希少昆虫回復事業を推進し、小笠原の固有な生態系の保全を行うものである。 | | | |
| 契約の状況 (過去3年度) | 年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度(移行後) |
| | 契約者名 | (財)自然環境研究センター | (財)自然環境研究センター | (一財)自然環境研究センター |
| | 契約形態 | 随意契約(簡易公募型プロポーザル方式) | 随意契約(簡易公募型プロポーザル方式) | 指名競争(簡易公募型競争方式) |
| | 応札者数 | 1 | 1 | 1 |
| | 支出額(千円) | 31,952 | 33,117 | 18,900 |
| 事項 | <p>【契約形態・契約条件の妥当性】</p> <p>外来両生類・は虫類の防除は、現在生息・生育している在来種の生態系に悪影響を与えかねないことから、高度な島しょ地域における駆除技術や経験が必要であり価格競争には馴染まないため、簡易公募型プロポーザル方式としていたが、それらの経験実績を積むことが出来たことから、25年度より簡易公募型競争入札を行っている。また、契約条件は必要最小限のもののみ設定しており、妥当と考える。</p> <p>【競争性を確保するための取組みに係る検討結果】</p> <p>必要最小限の契約条件のみ設定している。</p> <p>【当法人以外の者による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>特定の法人でなければならない理由はない。</p> <p>【国から見た業務上の成果】</p> <p>外来両生類・は虫類の防除、保全対象となる昆虫相の現状把握・希少昆虫回復事業が継続的に行われ、在来昆虫類の生息が再確認されるなど、母島新夕日ヶ丘自然再生区、石門地区等を中心に成果が得られている。</p> <p>【継続的に実施させることの必要性・効率性】(継続支出となっているものに限る。)</p> <p>必ずしも当法人である必要はないが、生態系を保全、再生するためには、モニタリング調査を継続的に行いながら、その結果に基づく順応的な対応が必要あり、継続的に事業を行う必要がある。なお、外来生物対策の推進は、小笠原諸島が世界自然遺産に登録された際の世界遺産委員会から我が国への要請事項とされている。</p> | | | |
| 物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会のコメント | 当法人が生態系に関する調査についての知見・実績に秀でていることから、結果的に一者応札が続いている状況と推察するが、引き続き複数者が入札に参入できるよう、今後とも仕様書等の見直しに努めること。 | | | |

政府系公益法人の新制度への移行に係る契約等状況調書

担当部局：関東地方環境事務所

| | | | | |
|---------------------------|---------|---|---------------|----------------|
| 物品・役務等、公共工事等の名称 | | 小笠原国立公園特定外来生物(グリーンアノール等)重点防除業務【継続支出】 | | |
| 契約により行う事業の概要 | | 本業務は、小笠原本来の昆虫相等に重大な悪影響を及ぼしているグリーンアノール等の特定外来生物について、属島への非意図的導入の起点となる父島・二見港等において、拡散防止のために防除を実施するものである。 | | |
| 契約の状況(過去3年度) | 年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度(移行後) |
| | 契約者名 | (財)自然環境研究センター | (財)自然環境研究センター | (一財)自然環境研究センター |
| | 契約形態 | 随意契約(企画競争方式) | 随意契約(企画競争方式) | 一般競争(最低価格落札方式) |
| | 応札者数 | 1 | 1 | 1 |
| | 支出額(千円) | 34,650 | 31,658 | 16,800 |
| 事項 | | <p>【契約形態・契約条件の妥当性】</p> <p>グリーンアノール等の特定外来生物の防除方法は世界的に見ても確立されておらず、島しょ地域における高度の駆除技術や経験が必要であり価格競争には馴染まないため、企画競争方式としていたが、それらの経験実績を積むことが出来たことから、25年度より一般競争入札を行っており妥当と考える。</p> <p>【競争性を確保するための取組みに係る検討結果】</p> <p>必要最小限の契約条件を設定している。</p> <p>【当法人以外の者による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>特定の法人でなければならない理由はない。</p> <p>【国から見た業務上の成果】</p> <p>父島・二見港等において、周辺属島への非意図的拡散を防止するために防除を実施しているが、周辺の未実施地区と比較して大幅な生息密度の低減が図られており、特定外来生物の拡散リスクの低減が図られていると考えられる。</p> <p>【継続的に実施させることの必要性・効率性】(継続支出となっているものに限る。)</p> <p>必ずしも当法人である必要はないが、特定外来生物を父島全域で根絶する手法はなく、継続的に防除を実施しなければ周辺地域から新たな外来両生は虫類の侵入を招き、属島への非意図的導入のリスクが格段に高まるため、継続して実施する必要がある。なお、外来生物対策の推進は、小笠原諸島が世界自然遺産に登録された際の世界遺産委員会から我が国への要請事項とされている。</p> | | |
| 物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会のコメント | | 当該法人が生態系に関する調査における知見・実績に秀でていることから、結果的に一者応札が続いている状況と推察するが、引き続き複数者が入札に参加できるよう、今後とも仕様書等の見直しに努めること。 | | |

政府系公益法人の新制度への移行に係る契約等状況調書

担当部局：九州地方環境事務所那覇自然環境事務所

| | | | | |
|---------------------------|---------|--|---------------|----------------|
| 物品役務等、公共工事等の名称 | | 奄美大島におけるジャワマングース防除事業業務【継続支出】 | | |
| 契約により行う事業の概要 | | <p>本業務は、奄美大島地域の希少な野生生物を保護し、奄美固有の生態系及び生物多様性を保全することを目的に、外来生物法第3章の規定に基づき特定外来生物種であるマングースの捕獲除去等の防除を実施するものである。これまでの防除結果等を踏まえつつ、平成34年度までの完全排除に向けた工程を確認しながら効果的な除去努力を投入し、マングース生息密度の一層の低減と分布域の縮小を図る。</p> | | |
| 契約の状況 (過去3年度) | 年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度(移行後) |
| | 契約者名 | (財)自然環境研究センター | (財)自然環境研究センター | (一財)自然環境研究センター |
| | 契約形態 | 参加者確認公募 | 参加者確認公募 | 参加者確認公募 |
| | 応札者数 | 1 | 1 | 1 |
| | 支出額(千円) | 133,289 | 133,794 | 152,000(契約額) |
| 事項 | | <p>【契約形態・契約条件の妥当性】</p> <p>参加者確認公募方式により、本業務の実施に必要な不可欠な特定外来生物捕獲作業員の確保、マングース探索犬の準備、担当技術者の高い専門性、効果的に多数のわなや作業従事者を管理できる体制、業務実績及び必要とされる施設完備の確認を行い、受託者を選定しているため、妥当と考える。</p> <p>【競争性を確保するための取組みに係る検討結果】</p> <p>本業務の実施可能者を、参加者確認公募方式を通じて確認をしている。</p> <p>【当法人以外の者による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>本業務を遂行する能力や奄美大島において事業を実施する管理体制等(特定外来生物捕獲業務の基本的な知識と技術を有し通年で作業を行う従事者や探索犬及びそれらを使いマングースやその痕跡を探索する技術を有するハンドラーの確保と従事体制、捕獲データに基づく計画的な人員とワナの配置等、業務の実施・管理体制)の準備が可能であれば、当法人以外も実施は可能である。</p> <p>【国から見た業務上の成果】</p> <p>マングースの推定生息数は、最大であった平成12年度の10,000頭程度から大きく減少し、現在は300頭程度と推定され、個体数、生息密度とも大きく削減してきている。また、アマミノクロウサギ等いくつかの希少種において、マングース防除事業によると考えられる明らかな回復傾向が確認されている。</p> <p>【継続的に実施させることの必要性・効率性】(継続支出となっているものに限る。)</p> <p>外来生物法に基づき実施されている「奄美大島におけるジャワマングース防除実施計画」において、平成34年度までにマングースの完全排除を目標に掲げているため、今後も継続的な防除事業が必要不可欠である。</p> | | |
| 物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会のコメント | | <p>奄美大島において事業を実施する能力や管理体制等を有する事業者を参加者確認公募方式を通じて確認をした結果、1者のみとなっており、当法人との競争性のない随意契約とならざるを得ないが、事業内容の見直しなど、業務の効率化と質の向上に努めること。</p> | | |

政府系公益法人の新制度への移行に係る契約等状況調書

担当部局：自然環境局野生生物課外来生物対策室

| | | | | |
|---------------------------|---------|--|----------------|----------------|
| 物品・役務等、公共工事等の名称 | | 外来生物問題調査検討業務【継続支出】 | | |
| 契約により行う事業の概要 | | 特定外来生物の指定のための情報の収集及び専門家会合の開催、輸入品等に付着した特定外来生物を取り除くための消毒基準の検討、主要港湾周辺等における外来生物の侵入状況のモニタリング調査、特定外来生物等の疑いがある生物の同定等の外来生物法の運用に係る技術的支援を行う。また、外来生物対策の今後の強化に向け、「外来種被害防止行動計画」、「侵略的外来種リスト」の検討、水際における効果的な検査方法の検討等を行う。 | | |
| 契約の状況 (過去3年度) | 年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度(移行後) |
| | 契約者名 | (財)自然環境研究センター | (財)自然環境研究センター | (一財)自然環境研究センター |
| | 契約形態 | 一般競争(総合評価落札方式) | 一般競争(総合評価落札方式) | 一般競争(総合評価落札方式) |
| | 応札者数 | 1 | 1 | 1 |
| | 支出額(千円) | 19,530 | 20,920 | 28,350 |
| 事項 | | <p>【契約形態・契約条件の妥当性】</p> <p>本業務では、外来生物に関する最新の情報、外来生物法及び関係法令を理解していることに加え、生物に関する専門的知見及び専門家とのネットワークを有している等、高度な知識と技能が要求されることから、総合評価落札方式により入札を行っており、妥当と考える。</p> <p>【競争性を確保するための取組みに係る検討結果】</p> <p>本業務のこれまでの調査結果の公開、入札説明会の実施など、他の法人も参加し得る条件を備えていることを確認した。</p> <p>【当法人以外の者による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>特に当該法人にしか当てはまらない条件を課しているものではないため、上述した外来生物に関する調査等の能力を有していれば、他の法人による実施は可能である。</p> <p>【国から見た業務上の成果】</p> <p>生物の同定支援においては、一般市民や関係機関からの問合せが年々が増加する中で的確かつ迅速に対応しており、特定外来生物の侵入を防ぐ上で重要な水際対策や取締にも寄与している。また、外来生物の侵入状況のモニタリング調査により、侵入初期の特定外来生物を発見し、専門家と連携した情報収集を行ったことにより、早期防除に資する成果を上げている。また、特定外来生物の選定は外来生物法による規制の根幹であるが、指定に当たっては内外の最新の科学的知見を収集することが不可欠であり、外来生物対策において本業務は重要な役割を果たしている。</p> <p>【継続的に実施させることの必要性・効率性】(継続支出となっているものに限る。)</p> <p>必ずしも当法人である必要はないが、日々、輸入品等への様々な生物の付着・混入が発見される中で、その迅速かつ的確な同定の実施や、侵入状況のモニタリングは重要である。また、本年6月に成立・公布された改正外来生物法に基づく各種基準の策定や、特定外来生物の選定を進める必要があり、本業務の継続的な実施が必要である。</p> | | |
| 物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会のコメント | | 当法人が生態系に関する調査においての知見・実績に秀でていることから、結果的に一者応札が続いている状況と推察するが、引き続き複数者が入札に参入できるよう、今後とも仕様書等の見直しに努めること。 | | |

政府系公益法人の新制度への移行に係る契約等状況調書

担当部局: 自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

| | | | | |
|---------------------------|---------|--|----------------|----------------|
| 物品役務等、公共工事等の名称 | | 生物多様性総合評価実施等業務【継続支出】 (平成23年度:生物多様性評価の地図化に関する検討調査業務、平成24年度:生物多様性評価地図に係る検討調査、平成25年版生物多様性白書作成に係る基礎調査業務) | | |
| 契約により行う事業の概要 | | 平成22年5月に公表された生物多様性総合評価(JBO)で、生物多様性の損失の要因や状態は地域によって異なるため、具体的な対策を進めていくにあたっては地域的な差異を考慮した空間的な情報の整備が課題となっていたことを受け、生物多様性評価地図の作成、各主体が地域レベルでの生物多様性評価地図を作成する際の参考となるマニュアルの作成等を行う。 | | |
| 契約の状況 (過去3年度) | 年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度(移行年度) |
| | 契約者名 | (財)自然環境研究センター | (財)自然環境研究センター | (一財)自然環境研究センター |
| | 契約形態 | 一般競争(総合評価落札方式) | 一般競争(総合評価落札方式) | 一般競争(総合評価落札方式) |
| | 応札者数 | 1 | 4 | 1 |
| | 支出額(千円) | 33,495 | 6,090 | 6,090 |
| 事項 | | <p>【契約形態・契約条件の妥当性】</p> <p>本業務の趣旨に則った提案書であることや、業務の遂行能力、過去の調査実績等を総合的に勘案し、総合評価落札方式により実施主体を選定しているため、妥当であると考え。</p> <p>【競争性を確保するための取組みに係る検討結果】</p> <p>本業務は、入札説明会を実施し、会議資料をウェブページに公開し、当該業務報告書は環境省内において閲覧を可能とするなど、公平性・競争性の確保に努めていることを確認した。</p> <p>【当法人以外の者による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>本業務は総合評価落札方式による一般競争入札によることとしており、当該法人以外の者による実施について排除していない。 なお、23年度には当該法人以外に3者が入札に参加している。</p> <p>【国から見た業務上の成果】</p> <p>平成22年度から2ヶ年の検討を経て、平成23年度に生物多様性評価地図を作成し、平成24年度に公表に向けた準備を行った上で平成25年6月にHP上で成果を公表した。この成果であるデータは省内の各検討会等の資料として活用されている。また、平成24年度には、各主体が地域レベルでの生物多様性評価地図を作成する際の参考となるよう、基礎的な知識、手法、既存の事例等を整理し「生物多様性評価地図作成の手引き(案)」を作成した。</p> <p>【継続的に実施させることの必要性・効率性】(継続支出となっているものに限る。)</p> <p>必ずしも当法人である必要はないが、効率的な業務の実施のためには、生物多様性評価地図やマニュアル作成に協力いただいた研究者有識者との円滑な連絡調整や協力体制の維持・継続、地図化技術や知識の一定水準の確保・継続が必要である。</p> | | |
| 物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会のコメント | | 本業務においては、これまで一般競争(総合評価落札方式)で行われており、平成23年度には4者の競争入札となっているところ、結果的に当法人が継続して契約しているが、引き続き複数者が入札に参加できるよう努めるとともに、業務の効率化と質の向上に努めること。 | | |

政府系公益法人の新制度への移行に係る契約等状況調書

担当部局：自然環境局自然環境計画課

| | | | | |
|---------------------------|---------|---|----------------|----------------|
| 物品・役務等、公共工事等の名称 | | 海洋生物多様性保全戦略策定業務【継続支出】 (平成23年度:重要海域抽出及び海洋保護区ネットワーク推進業務) (平成24年度,平成25年度:重要海域抽出検討業務) | | |
| 契約により行う事業の概要 | | 海洋基本計画や生物多様性国家戦略に基づき、生物多様性の保全上重要度の高い海域(重要海域)の抽出を3ヶ年で行うべく、平成23年度より検討を実施。 | | |
| 契約の状況 (過去3年度) | 年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度(移行後) |
| | 契約者名 | (財)自然環境研究センター | (財)自然環境研究センター | (一財)自然環境研究センター |
| | 契約形態 | 一般競争(総合評価落札方式) | 一般競争(総合評価落札方式) | 一般競争(総合評価落札方式) |
| | 応札者数 | 2 | 1 | 1 |
| | 支出額(千円) | 14,700 | 14,415 | 15,225 |
| 事項 | | <p>【契約形態・契約条件の妥当性】</p> <p>本業務の趣旨に則った提案書であることや、業務の遂行能力、過去の調査実績等を総合的に勘案し、総合評価落札方式により実施主体を選定しているため、妥当であると考えます。</p> <p>【競争性を確保するための取組みに係る検討結果】</p> <p>本業務は、入札説明会を実施し、会議資料をウェブページに公開し、当該業務報告書は環境省内において閲覧を可能とするなど、公平性・競争性の確保に努めていることを確認した。</p> <p>【当法人以外の者による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>本業務は総合評価落札方式による一般競争入札によることとしており、当該法人以外の者による実施について排除していない。 なお、23年度には当該法人以外に1者が提案書を提出している。</p> <p>【国から見た業務上の成果】</p> <p>重要海域を抽出するための基準や方法の検討から、データの収集、GISによる解析、重ね合わせまで行っており、平成25年度の成果として重要海域図が完成する見込み。</p> <p>【継続的に実施させることの必要性・効率性】(継続支出となっているものに限る。)</p> <p>必ずしも当法人である必要はないが、生物多様性条約の愛知目標にも掲げられた海洋保護区の設置を適切に推進するためには、科学的根拠に基づく効果的な保全施策を検討する必要があり、本業務の継続的な実施は重要である。</p> | | |
| 物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会のコメント | | 本業務においては、これまで一般競争(総合評価落札方式)で行われており、平成23年度には2者の競争入札となったが当法人が落札し、結果的に継続支出となっているところであるが、今後とも複数者が入札に参入できるよう、仕様書等の見直しに努めること。 | | |

政府系公益法人の新制度への移行に係る契約等状況調書

担当部局：自然環境局自然環境計画課

| | | | | |
|---------------------------|---------|---|----------------|----------------|
| 物品・役務等、公共工事等の名称 | | アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク推進業務【継続支出】 (23、25年度：アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク推進業務、24年度：国際サンゴ礁イニシアティブ東アジア地域会合(第8回)開催支援業務) | | |
| 契約により行う事業の概要 | | 国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の東アジア地域の活動として、東アジア地域のサンゴ礁保全関係者を招聘の上、ICRI東アジア地域会合を開催し、「ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010(地域戦略)」のフォローアップ等を行うほか、ICRI総会に出席し、サンゴ礁保全活動に関する情報収集を行う。 | | |
| 契約の状況 (過去3年度) | 年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度(移行後) |
| | 契約者名 | (財)自然環境研究センター | (財)自然環境研究センター | (一財)自然環境研究センター |
| | 契約形態 | 一般競争(総合評価落札方式) | 一般競争(最低価格落札方式) | 一般競争(最低価格落札方式) |
| | 応札者数 | 1 | 1 | 1 |
| | 支出額(千円) | 30,975 | 14,910 | 16,275 |
| 事項 | | <p>【契約形態・契約条件の妥当性】</p> <p>契約形態は総合評価落札方式又は最低価格落札方式で、本業務を達成するにあたり必要最小限の契約条件のみを付しており、妥当である。</p> <p>【競争性を確保するための取組みに係る検討結果】</p> <p>本業務は、会議資料及び記録をウェブページに公開し、当該業務報告書は、環境省内において閲覧可能となっているなど、公平性・競争性の確保に努めていることを確認した。</p> <p>【当法人以外の者による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>専門的な調査業務であるものの、一定の知見及び能力を持っている者であれば、実施は可能である。</p> <p>【国から見た業務上の成果】</p> <p>ICRI東アジア地域会合の開催により、平成22年に策定した「地域戦略」に沿う東アジア各国のサンゴ礁保護区に係る活動を主導した。また、ICRI総会に東アジア地域の活動や意見を報告する等、全世界的なICRI運営との連絡調整を行った。オセアニア地域のサンゴ礁現況報告書も出版された。</p> <p>【継続的に実施させることの必要性・効率性】(継続支出となっているものに限る。)</p> <p>必ずしも当該法人によらなくてもよいが当法人が継続して業務を行っていることで、結果的に、関係者・関係機関との国際的な信頼を構築しながら、サンゴ礁保全の体制の調整・検討を実施できている。</p> | | |
| 物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会のコメント | | 当法人が生態系に関する調査においての知見・実績に秀でていることから、結果的に一者応札が続いている状況と推察するが、引き続き複数者が入札に参入できるよう、今後とも仕様書等の見直しに努めること。 | | |

政府系公益法人の新制度への移行に係る契約等状況調書

担当部局：自然環境局自然環境計画課

| | | | | |
|---------------------------|---|----------------|----------------|----------------|
| 物品・役務等、公共工事等の名称 | サンゴ礁生態系保全行動計画推進業務【継続支出】 (23年度:サンゴ礁生態系保全行動計画の推進に関する委託業務、24年度:小笠原諸島世界遺産地域を事例としたサンゴ礁生態系保全行動計画推進等業務) | | | |
| 契約により行う事業の概要 | 平成22年度に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画」の点検及び見直しに向けた検討を行うことにより、国内のサンゴ礁域及び高緯度サンゴ群集域における、国、地方自治体、学会等の取組の情報交換を促進する。さらに、サンゴ礁生態系と地域の社会経済状況との関係性を把握し考察を加える。 | | | |
| 契約の状況 (過去3年度) | 年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度(移行年度) |
| | 契約者名 | (財)自然環境研究センター | (財)自然環境研究センター | (一財)自然環境研究センター |
| | 契約形態 | 一般競争(総合評価落札方式) | 一般競争(総合評価落札方式) | 一般競争(総合評価落札方式) |
| | 応札者数 | 1 | 1 | 1 |
| | 支出額(千円) | 10,500 | 12,705 | 12,600 |
| 事項 | <p>【契約形態・契約条件の妥当性】</p> <p>本業務の趣旨に則った提案書であることや、業務の遂行能力、過去の調査実績等を総合的に勘案し、総合評価落札方式により実施主体を選定しているため、妥当であると考えます。</p> <p>【競争性を確保するための取組みに係る検討結果】</p> <p>本業務は、入札説明会の実施、成果の公開(環境省内での閲覧、ウェブページ掲載)などの取組により公平性・競争性の確保に努めていることを確認した。</p> <p>【当法人以外の者による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>本業務は総合評価落札方式による一般競争入札によることとしており、当該法人以外の者による実施について排除していない。</p> <p>【国から見た業務上の成果】</p> <p>国、地方自治体、学会等のサンゴ礁保全の主体が一堂に会する会議において、国内のサンゴ礁保全の取組の点検を行うことで課題を抽出し今後の方向性を検討した。また、石垣島における地元関係者との勉強会や、サンゴ礁学会における集会を開催し、課題を共有した。</p> <p>【継続的に実施させることの必要性・効率性】(継続支出となっているものに限る。)</p> <p>必ずしも当法人である必要はないが、サンゴ礁生態系の保全には、行動計画に記載された取組の点検・評価を、関係する主体と共有しながら行うことが重要なため、本業務を継続的に行う必要がある。</p> | | | |
| 物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会のコメント | 当法人が生態系に関する調査における知見・実績に秀でていることから、結果的に一者応札が続いている状況と推察するが、引き続き複数者が入札に参入できるよう、今後とも仕様書等の見直しに努めること。 | | | |

政府系公益法人の新制度への移行に係る契約等状況調書

担当部局：自然環境局野生生物課

| | | | | |
|---------------------------|---------|---|------------------|------------------|
| 物品役務等、公共工事等の名称 | | トキ野生復帰モニタリング調査等業務【継続支出】 | | |
| 契約により行う事業の概要 | | 本業務は、新潟県佐渡島におけるトキの野生復帰に資するため、同島において放鳥及び野生下繁殖のトキのモニタリング(トキのエサ場、ねぐら、とまり木等の位置、エサ場での採餌行動、営巣行動等の観察及び記録、島内ボランティア等からの目撃情報の収集、GPSデータの変換・情報蓄積等)を行うとともに、野生下トキの繁殖の成否や生存に影響を与える要因の分析を行い、また、環境省が設置するトキ野生復帰検討会の運営のサポートを行う。 | | |
| 契約の状況 (過去3年度) | 年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度(移行後) |
| | 契約者名 | (財)自然環境研究センター | (財)自然環境研究センター | (一財)自然環境研究センター |
| | 契約形態 | 随意契約(企画競争方式、複数年) | 随意契約(企画競争を経た2年目) | 随意契約(企画競争を経た3年目) |
| | 応札者数 | 1 | — | — |
| | 支出額(千円) | 17,955 | 12,990 | 15,500 |
| 事項 | | <p>【契約形態・契約条件の妥当性】</p> <p>佐渡島におけるトキのモニタリングにあたっては、地域住民やボランティアからの情報収集に負うところが多く、意思疎通や信頼構築、協力関係の維持が必須であるため、複数年を前提とした企画競争方式の契約形態は妥当と考える。</p> <p>【競争性を確保するための取組みに係る検討結果】</p> <p>企画競争に係る説明会を開催しており、当法人以外の者が、本業務の実施を検討できる環境を整備していることを確認した。</p> <p>【当法人以外の者による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>当法人でなければならない理由はない。条件を満たせば、当該法人以外のものによる実施も可能であるが、単年度毎に実施者が変わることは、島内の地域住民等との協力関係の維持が困難であり、一定の継続実施が必要である。</p> <p>【国から見た業務上の成果】</p> <p>放鳥されたトキの島内での生息数や生息場所の把握、野生下における生存率やヒナの繁殖率の分析、採餌環境の把握等、毎年のトキの放鳥計画(トキの順化訓練、放鳥技術)の検討に資するものとなっており、放鳥季節により変動はあるものの、放鳥後の生存率は、回を追う毎に向上している。</p> <p>【継続的に実施させることの必要性・効率性】(継続支出となっているものに限る。)</p> <p>「佐渡地域環境再生ビジョン(トキ野生復帰環境再生ビジョン)」において、2015年に佐渡島で60羽以上のトキの定着を目標として掲げており、モニタリングから得られるトキの生息数、生息場所(エサ場、ねぐら、営巣木等)のデータは、佐渡島におけるトキの定着を判断する重要な要素であり、本事業の継続実施は必要である。</p> | | |
| 物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会のコメント | | 業務の特殊性や地元やボランティアとの協力関係を考慮すると、複数年(3年間)契約を前提とした企画競争という契約形態はやむを得ないが、競争的な契約方法でありながら、一者応札である現状を鑑み、複数者が入札に参入できるよう、業務の内容等、仕様書の更なる明確化に努めること。 | | |

政府系公益法人の新制度への移行に係る契約等状況調書

担当部局: 自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

| | | | | |
|---------------------------|---------|---|----------------|----------------|
| 物品役務等、公共工事等の名称 | | 野生鳥獣保護管理情報システム運用事業【継続支出】 | | |
| 契約により行う事業の概要 | | 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下、「鳥獣保護法」という。)」に基づき行われている国・都道府県等の鳥獣保護管理に関する行政事務を電算化することにより、野生鳥獣の捕獲情報、狩猟関係情報等の各種行政情報の収集を効率化するとともに、これら情報を一元的に管理して、鳥獣保護管理行政上重要な情報を整備し、国の鳥獣保護管理の行政事務の的確な実施を図るものである。 | | |
| 契約の状況(過去3年度) | 年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度(移行後) |
| | 契約者名 | (財)自然環境研究センター | (財)自然環境研究センター | (一財)自然環境研究センター |
| | 契約形態 | 一般競争(最低価格落札方式) | 一般競争(最低価格落札方式) | 一般競争(最低価格落札方式) |
| | 応札者数 | 1 | 1 | 1 |
| | 支出額(千円) | 14,490 | 9,293 | 11,550 |
| 事項 | | <p>【契約形態・契約条件の妥当性】</p> <p>契約形態は、一般競争入札(最低価格落札方式)であり、また、業務内容が鳥獣関係統計を作成することを目的とするものであることから、野生鳥獣保護管理システムを熟知していることが契約条件となるが、仕様書においてシステムの改修、都道府県への具体的な指導について示しており、契約形態・契約条件は妥当と考えられる。</p> <p>なお、本業務については、契約の履行に必要な野生鳥獣の保護管理計画に関する経験、知識、技能等を有する者が入札参加者となるよう、業務請負条件を付している。</p> <p>本事業により作成した統計データは、公表することとしていることから、確実かつ正確に整理し、取りまとめることが必要であるため、当該事業に必要な体制について必要最小限の内容を確認しているところである。</p> <p>【競争性を確保するための取組みに係る検討結果】</p> <p>入札説明会を実施し、当該業務報告書等において一般に閲覧を可能としており、当該法人以外の者が本業務の実施を検討できる環境を整備していることを確認した。</p> <p>【当法人以外の者による実施の可能性についての検討結果】</p> <p>契約形態は、一般競争入札(最低価格落札方式)で実施しており、主たる業務である野生鳥獣保護管理情報システムの改修及び都道府県の鳥獣業務担当者のフォローアップ等の実施能力を有していれば、当該法人以外の者が本業務を実施することは可能である。</p> <p>【国から見た業務上の成果】</p> <p>鳥獣関係統計については、狩猟者の動向、狩猟及び有害鳥獣捕獲などによる捕獲数の動向等を把握すること、農林業被害などに関する個体数管理を推進するとともに環境省の鳥獣保護行政の政策に寄与している。</p> <p>【継続的に実施させることの必要性・効率性】(継続支出となっているものに限る。)</p> <p>必ずしも当法人である必要はないが、本業務は、鳥獣保護行政に重要な統計資料を作成する業務であり、継続的な実施が必要である。</p> | | |
| 物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会のコメント | | 当法人が生態系に関する調査における知見・実績に秀でていることから、結果的に一者応札が続いている状況と推察するが、引き続き複数者が入札に参入できるよう、今後とも仕様書等の見直しに努めること。 | | |